

議案第 8 4 号

関市総合福祉会館条例の一部改正について

関市総合福祉会館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市託児ルームを設置するため、この条例を定めようとする。

関市総合福祉会館条例の一部を改正する条例

関市総合福祉会館条例（平成10年関市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 関市託児ルーム

第6条第2項中「第3条各号」の次に「（第2号を除く。）」を加え、「午前」を「午前」に改め、「5時まで」の次に「とし、関市託児ルーム（以下「託児ルーム」という。）の使用時間は午前7時から午後9時まで」を加える。

第19条を第20条とし、第15条から第18条までを1条ずつ繰り下げる。

第14条第1項第4号中「前各号」を「前3号」に改め、同条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条第1項中「及び別表第2」を「から別表第3まで」に改め、同条第3項中「別表第2」の次に「及び別表第3」を加え、同条を第13条とする。

第11条第1項第3号中「第9条各号」を「第10条各号」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項中「する者」の次に「（託児ルームを使用しようとする場合は、未就学児等の保護者）」を加え、「第11条」を「第12条」に、「第14条」を「第15条」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（託児ルームの入室資格）

第8条 託児ルームに入室できる者は、生後6月から小学校就学の始期に達するまでの児童その他市長が特に必要と認める児童（以下「未就学児等」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、負傷し、又は疾病に罹患^りしている未就学児等は、託児ルームに入室することができない。

別表第1中「第12条」を「第13条」に改める。

別表第2中「第12条」を「第13条」に改め、同表を別表第3とし、別表第

1の次に次の1表を加える。

別表第2（第13条関係）

区分	金額（円）	
	市内居住者	市外居住者
託児ルーム （未就学児等1人30分（当該使用時間に30分に満たない端数があるときは、その端数を30分として計算する。）につき）	250	300

備考

- 1 市内居住者とは本市の住民基本台帳に記録されている使用者をいい、市外居住者とは市内居住者以外の使用者をいう。
- 2 定員は、10人とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、定員を増やすことができる。
- 3 使用時間は、未就学児等1人1日につき6時間を限度とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 市長は、この条例の施行の日前においても、関市託児ルームに係る使用許可申請の受付その他の準備行為をすることができる。